

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成27年11月20日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

平成27年度財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名	所管部署
水の郷自主事業実行委員会	保健福祉部健康づくり課
水郷柳川旅物語企画会議	産業経済部観光課
“おもてなし柳川”市民会議	
柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会	教育部生涯学習課

第2 監査の期間

平成27年8月10日から平成27年10月14日まで

第3 監査の範囲及び方法

当該監査対象団体の事務局である所管部署から提出された平成26年度の補助金等交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、実績調査報告書）及び、補助金等受領団体の収支財務関係書類等（収入命令書、支出命令書、予算差引簿、決算資料、通帳写し）を審査、確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 監査を実施した監査委員名

松 藤 博 明（識見監査委員）

近 藤 末 治（議選監査委員）

第5 監査対象団体の概要及び監査の結果

1 水の郷自主事業実行委員会

(1) 補助金等の名称

水の郷自主事業実行委員会負担金

(2) 平成26年度交付金額

4,500,000円

(3) 団体の目的等

柳川市総合保健福祉センター「水の郷」において、住民が気軽に楽しさや喜びを味わえ、かつ柳川市にふさわしい住民参加型の自主的な事業を展開することにより、生涯学習の推進や地域文化の振興、地域住民の交流の促進などを図り、もってまちづくりに資することを目的とする。（実行委員会会則第2条）

(4) 市との関係

柳川市上宮永町6番地3（水の郷内）に事務局を置くとされ、事務局長を市の課長級の職員が兼務し、事務局職員も業務系の職員が兼務することとし、職員は、事務的な手

続きや予算の執行などを行うこととしている。

(5) 組織（役員体制）

- ア 会長 1名
- イ 副会長 3名
- ウ 監事 2名
- エ 顧問 数名

実行委員会は、本事業の趣旨に賛同し、かつ活動しうる人 50 人以内で構成する（実行委員会会則第 5 条）とされており、設立当初の委員は 40 人を超えていたが、平成 26 年度の委員は役員を含む 13 人となっている。

(6) 事業の概要

① 財務状況

平成 26 年度の水の郷自主事業実行委員会の決算は下表のとおりである。収入の 18,184,863 円に対し支出が 16,819,101 円で、収入から支出を差し引いた 1,365,762 円が平成 27 年度へ繰り越されている。

(収入) (単位：円)

費目	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
市負担金	4,500,000	4,500,000	0
入場料	1,200,000	1,344,680	144,680
教室受講料	9,216,000	9,902,200	686,200
くもで座	900,000	1,189,100	289,100
協賛金	0	0	0
諸収入	23,962	128,845	104,883
繰越金	1,120,038	1,120,038	0
合計	16,960,000	18,184,863	1,224,863

(支出) (単位：円)

費目	予算現額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
イベント事業費	3,706,759	3,583,448	123,311
教室事業費	7,091,336	7,091,336	0
広告事業費	510,489	510,489	0
くもで座	4,500,000	4,488,872	11,128
事務局費	782,856	782,856	0
予備費	6,460	0	6,460
公課費	262,100	262,100	0
基金積立	100,000	100,000	0
合計	16,960,000	16,819,101	140,899

収入合計18,184,863円－支出合計16,819,101円＝1,365,762円（翌年度へ繰越）

収入の主なものは、「教室受講料」9,902,200円と市の「負担金」4,500,000円であり、これらを合わせた額が、収入決算額の 79.2%を占めている。

支出の主なものは、「教室事業費」7,091,336円、「くもで座」4,488,872円及び「イベント事業費」3,583,448円で、これらを合わせた額が、支出決算額の 90.2%を占めている。

なお、「予備費」の当初予算額は100,000円であったが、「事務局費」の借り上げ料へ93,540円が充用されている。

② 事業実績

水の郷自主事業実行委員会が実施する事業については、実行委員会会則第4条により下記のとおり規定されている。

(事業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公演、イベントなどの企画運営に関すること。
- (2) 各種教室事業の企画運営に関すること。
- (3) 広報及びサービス事業に関すること。
- (4) その他、目的を達成するための事業の推進に関すること。

このことから、平成26年度では主に次のような事業が実施されている。

- ・水の郷文化サークル
(前期) 18講座 24教室、(後期) 16講座 22教室
- ・水の郷シネマ上映 (6回)
- ・柳川市民劇団くもで座公演 (2回)、音楽会 (1回)、小学生演劇教室 (1回)
- ・講演会やコンサート、水の郷まつりなどのイベントの開催

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【収入事務】

ア イベント等の入場料について、通帳への入金が開催日から1ヵ月以上経過するなど遅れているものが多数見受けられたため、速やかに入金されたい。

イ 水の郷シネマ入場料の収入処理に当たっては、販売日や販売場所、販売枚数等を明らかにする書類を添付されたい。

【支出事務】

ア 請求書のないものが多数見受けられる。請求日、債権者の住所、氏名(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)、押印等を確認した請求書を受領の上、支払いをされたい。

イ 支払の証となる領収書がないものや、領収書に債権者の署名はあるものの押印のないものがある。

これらの多くは謝金や委託料等の支払いであり、口座振込が可能なものについては、安全面からも口座振込みによる支払いをされたい。

ウ 報酬等の支払の際に、所得税の源泉徴収が行われていないものや税率を誤っているものがある。

エ くもで座の演技指導者に毎月定額の費用弁償をしているが、支出の根拠となる文書が不明である。

オ 東京都内の飲食店での演技指導者等による白秋生誕130周年記念音楽祭打合せ費用が、レシートにより請求され支払われている。

カ 会計期間については、会則で「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されているが、平成27年4月1日以降に支出されたものが平成26年度の支出として処理されている。

【契約事務】

ア 委託料として支払があるものについて、委託契約書が作成されていない。

【その他】

ア 実行委員会会則第6条第2項で役員の任期は1年と定められているが、再任の際に委嘱状が交付されていない。

イ イベント開催時に招待券が発行されているが、発行基準が設けられておらず取扱いが曖昧である。対象者の制限や発行枚数に上限を設けるなど検討されたい。

ウ 設立15周年の記念事業実施に備え基金積立てが行われているが、決算書においても基金積立額が不明である。

【要望・意見】

水の郷自主事業実行委員会は、平成13年8月に設立されている。設立時の資料から、当初、第3期（平成15年度）からは活動収益により会を運営、維持することを収支目標とされていたことが伺える。しかしながら、設立から15年目となる現在でも収入の約4分の1を負担金に頼る状況が続いており、決算内容からも、自主財源の確保や経費節減など、自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になっているのではないかと懸念するところである。

負担金は、公益上の必要性が高いと客観的に判断できる場合に支出できるものであり、その原資は市民からの貴重な税金で賄われているものであるから、交付に当たっては、事業内容が負担金交付の目的に沿ったものであるか、費用対効果は得られているか十分に検証する必要がある。

個々の事業の運営状況をみると、収支を含め良好に運営されている事業がある一方で、自主財源では到底運営できる状況にないものもあることから、水の郷自主事業実行委員会においては、今一度原点に立ち返り、自主運営、独立採算の目標を見据えて、事業内容やその実施方法を見直されるよう要望する。

なお、事務決裁や財務事務に関する基準等が設けられていないことから、一部不明瞭な取扱いが見受けられた。このことについては、市職員が事務局職員としてこれらの事務全般に従事していることから、市の規程に準じる等基準を設けるとともに、責任の所在を明確にしたうえで、適切な事務処理に努められたい。

2 水郷柳川旅物語企画会議

(1) 補助金等の名称

水郷柳川旅物語企画会議負担金

(2) 平成 26 年度交付金額

5, 800, 000円

(3) 団体の目的等

柳川市の地域資源を生かした着地型観光推進事業を推進するために設置する。

(企画会議規約第 1 条)

(4) 市との関係

市産業経済部観光課が事務局となっている。

(5) 組織

ア 柳川市長 (会長)

イ 柳川市観光協会会長 (副会長)

ウ 市産業経済部観光課

エ 柳川市観光協会

オ その他会長が必要と認める者

企画会議委員は「15 人以内で組織」(企画会議規約第 3 条)とされており、平成 26 年度の委員は、監事である産業経済部長及び柳川市観光協会事務局長を含む 15 名により構成されている。

(6) 事業の概要

① 財務状況

平成 26 年度の水郷柳川旅物語企画会議の決算は下表のとおりで、収入が 6, 182, 502 円、支出が 5, 183, 402 円で、収入から支出を差し引いた 999, 100 円が平成 27 年度へ繰り越されている。

収入の主なものは、市からの「負担金」5, 800, 000 円であり、収入決算額の約 93. 8%となっている。

支出の主なものは、ガイドブック制作などの「委託料」4, 579, 620 円であり、支出決算額の約 88. 4%となっている。

(収入の部)

(単位：円)

費目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較 (B-A)
負担金	5, 800, 000	5, 800, 000	0
雑収入	200, 000	149, 178	△ 50, 822
繰越金	233, 324	233, 324	0
合計	6, 233, 324	6, 182, 502	△ 50, 822

(支出の部) ※無修正分

(単位：円)

費目	予算現額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
報償費	1,000,000	220,000	780,000
旅費	117,640	28,500	89,140
需用費	263,324	38,789	224,535
役務費	400,000	263,753	136,247
委託料	4,579,620	4,579,620	0
使用料及び賃借料	52,740	52,740	0
合計	6,413,324	5,183,402	1,229,922

「旅費」の当初予算額は、20,000円であったが、誤って200,000円としたことにより、予算現額の合計において、支出予算額が収入予算額を180,000円超過している。

下表は修正分だが、「旅費」当初予算額20,000円に対し、「委託料」及び「使用料及び賃借料」へ合計82,360円が流用されているため予算現額は62,360円の減となり、また、28,500円の支出があったため、90,860円の不足となっているが、合計額では、収入支出差引999,100円の剰余金が生じる決算となっている。

(支出の部) ※修正分

(単位：円)

費目	予算現額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
報償費	1,000,000	220,000	780,000
旅費	△ 62,360	28,500	△ 90,860
需用費	263,324	38,789	224,535
役務費	400,000	263,753	136,247
委託料	4,579,620	4,579,620	0
使用料及び賃借料	52,740	52,740	0
合計	6,233,324	5,183,402	1,049,922

収入合計6,182,502円－支出合計5,183,402円＝999,100円（翌年度へ繰越）

② 事業実績

水郷柳川旅物語企画会議が実施する事業については、企画会議規約第2条により下記のとおり規定されている。

(所掌事務)

第2条 企画会議は次に掲げる事項を検討し、運営する。

- (1) 着地型観光推進事業に関する事項
- (2) パンフレットの製作に関する事項
- (3) 広告宣伝・プロモーションに関する事項
- (4) 観光案内に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

このことから、平成26年度では主に次のような事業が実施されている。

・水郷柳川ゆるり旅～秋編～ 平成26年9月13日～11月3日 (30プログラム)

予約者数/定員=681人/772人

・水郷柳川ゆるり旅～春編～ 平成27年2月11日～3月29日 (37プログラム)

予約者数/定員=599人/782人

- ・ 広報活動
 - ・ 西鉄天神駅でのプロモーション
 - ・ 福岡市内の旅行会社やホテル及びテレビ局などのマスコミ関係への営業
 - ・ 福岡市内の観光案内所や JR・西鉄の主要駅等、約 150 施設への水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブックの設置

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【支出事務】

- ア 取材時の飲料水を自動販売機にて購入したため、支出を証明する書類（領収書）が添付されていない。
- イ 高速道路を使用しているが、事務局職員個人のクレジットカードによる決済がされている。
- ウ 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。
- エ 日額払いの報償費を 12 日分支出しているが、業務実施日の内訳が無い。
- オ ゆるり旅の受付業務について、観光案内所スタッフに対し直接報償費が支払われているが、この業務については観光案内所で行われており、スタッフは柳川市観光協会と雇用関係にあるため、このような場合は柳川市観光協会と業務委託契約をされたい。

【その他】

- ア 平成 26 年度において、支出における旅費の予算額を誤ったまま事務処理が行われたことから、決算書において、支出予算額が収入予算額を超過した決算書が作成され、監事の監査を経て決算が承認されている。

【要望・意見】

各種業務委託について、水郷柳川旅物語企画会議に携わる者が随意契約により業務を受注しているため、このような契約方法については、透明性及び公平性について懸念されるとともに、経済性についても疑義が生じる恐れがある。

このため、企画会議に携わる者と契約行為を行う場合については、発注者及び受注者との関係から、些かも疑念を生じることのないよう、慎重を期する必要がある。

3 “おもてなし柳川” 市民会議

(1) 補助金等の名称

“おもてなし柳川” 市民会議負担金

(2) 平成 26 年度交付金額

4, 300, 000 円

(3) 団体の目的等

柳川市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを実現することを目的とする。

(市民会議規約第 2 条)

(4) 市との関係

産業経済部観光課が事務局となっている。

(5) 組織 (役員体制)

ア 会長 1 名 (柳川市長)

イ 副会長 3 名

ウ 監事 2 名

市民会議の会長は、「市長をもって充てる。」とされており (市民会議規約第 6 条)、平成 26 年度の市民会議の委員については、役員 6 名を含む 39 名により構成されている。

(6) 事業の概要

① 財務状況

平成 26 年度の“おもてなし柳川” 市民会議の決算は下記表のとおりで、収入が 4, 719, 381 円、支出が 4, 507, 532 円で、収入から支出を差し引いた 211, 849 円が平成 27 年度へ繰り越されている。

収入の主なものは、市からの「負担金」4, 300, 000 円であり、収入決算額の約 91. 1% となっており、この他、「登録料」が 419, 200 円 (収入決算額の約 8. 9%) で、主に事務所・団体 (2, 000 円※学校は無料) や個人 (500 円) より徴収された、『おもてなしなら柳川隊』への入会費である。

支出の主なものは、啓発アイテム制作などの「啓発事業費」4, 478, 290 円で、支出決算額の約 99. 4% となっている。

なお、「おもてなし推進大会費」の当初予算額は、100 万円であったが、「啓発事業費」へ全額が予算流用されたため、予算現額は 0 円となっている。

(収入の部) (単位：円)

費目	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
負担金	4,300,000	4,300,000	0
登録料	250,000	419,200	169,200
雑収入	0	181	181
合計	4,550,000	4,719,381	169,381

(支出の部) (単位：円)

費目	予算現額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
啓発事業費	4,478,290	4,478,290	0
事業推進費	20,000	4,580	15,420
おもてなし推進大会費	0	0	0
会議費及び事務費	51,710	24,662	27,048
合計	4,550,000	4,507,532	42,468

収入合計4,719,381円－支出合計4,507,532円＝211,849円(翌年度へ繰越)

② 事業実績

“おもてなし柳川”市民会議が実施する事業については、市民会議規約第3条により下記のとおり規定されている。

(事業)

第3条 市民会議は、目的を達成するため、次に掲げる事項を検討し、実践する。

- (1) 挨拶運動及び親切運動の定着に関する事項
- (2) まちや掘割を美しく保つことに関する事項
- (3) 市民を挙げて「おもてなしの心日本一」の機運を醸成する事項
- (4) その他「おもてなしの心日本一」の実現に関する事項

このことから、平成26年度では主に次のような事業が実施されている。

- ・おもてなし柳川市民会議(5月と8月の2回開催)
- ・西鉄おもてなし大作戦(約300人参加)
- ・大型客船ボイジャー号 台湾インセンティブツアー約1,000人受入
- ・おもてなしなら柳川隊員募集
(平成27年3月31日現在登録数 団体：129団体 個人286人)
- ・白秋祭水上パレードでのおもてなし(約100人参加)
- ・クリーンアップ大作戦(約2,000人参加)
- ・船頭研修会(約60人参加)
- ・おもてなし講演会(約60人参加)

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【支出事務】

ア 高速道路を使用しているが、事務局個人のクレジットカードによる決済がされている。

イ 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。

【契約事務】

ア 啓発アイテムの制作業務委託について、市民会議発足前から事業提案を行っていた業者に対し随意契約にて業務を委託しており、委託先の決定過程が不明瞭である。

【財産管理事務】

ア 「おもてなしの心日本一」を広く市民に浸透させる取組みとして、幟、バッジ等の啓発アイテムを制作しているが、帳簿等による管理はなされていないため、適切な在庫管理に努められたい。

【要望・意見】

“おもてなし柳川”市民会議が行う事業自体は、団体発足前から行われていた既存事業や、接遇的な予算を伴わない事業が殆どである。

市民会議の目指すところは、「おもてなしの心日本一」のまちの実現というおもてなしを受ける側の心情的なものであることから、事業による効果は簡単には測ることはできないが、公金による事業であるため、やはり負担金に見合った効果が求められる。

平成 26 年度は市民会議発足初年度ということで、負担金の大部分を啓発アイテムの制作が占めたが、今後は、最小の経費で最大の効果を得ることを念頭に、負担金額の削減についても検討されたい。

4 柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会

(1) 補助金等の名称

合併 10 周年記念柳川おもてなし健康マラソン大会補助金

(2) 平成 26 年度交付金額

5, 500, 000 円

(3) 団体の目的等

「柳川おもてなし健康マラソン大会」の開催に必要な一切の事業を行うことを目的とする。(実行委員会規約第 4 条)

(4) 市との関係

柳川市教育委員会生涯学習課が事務局となっている。

(5) 組織 (委員会体制)

ア 会長	1 名 (柳川市長)
イ 副会長	若干名
ウ 委員	30 名程度
エ 監事	2 名
オ 顧問	

「会長は、柳川市長があたり」とされており(実行委員会規約第 8 条)、平成 26 年度の実行委員会の委員は、役員(会長 1、副会長 7、監事 2、顧問 1) 11 名を含む 41 名により構成されている。

(6) 事業の概要

① 財務状況

平成 26 年度の柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会の決算は次表のとおりで、歳入が 8,667,480 円、歳出が 8,075,966 円で、歳入から歳出を差し引いた 591,514 円が平成 27 年度へ繰り越されている。

歳入の主なものは、市からの「補助金」5,500,000 円であり、歳入決算額の約 63.5% となっており、この他、大会の「参加料」が 2,337,085 円(歳入決算額の約 27.0%)、企業等からの「協賛金」が 27 件で 830,000 円(歳入決算額の約 9.6%)となっている。

歳出の主なものは、会場設営等の「委託料」2,942,740 円で、歳出決算額の約 36.4% となっており、この他、参加者等への賄いなど「食糧費」が 1,466,818 円(歳出決算額の約 18.2%)、ゲストランナーを始めとした関係者への謝金や参加者への参加賞などの「報償費」が 1,232,939 円(歳出決算額の約 15.3%)、大会のプログラムやポスターなどの「印刷製本費」が 1,002,736 円(歳出決算額の約 12.4%)となっている。

なお、「予備費」の当初予算額は 140,001 円であったが、全額が「使用料及び賃借料」へ充用されている。

(歳入)

(単位：円)

費目	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
参加料	2,300,000	2,337,085	37,085
補助金	5,500,000	5,500,000	0
協賛金	800,000	830,000	30,000
雑入金	1	395	394
合計	8,600,001	8,667,480	67,479

(歳出)

(単位：円)

費目	予算現額(A)	支出済額(B)	執行残額(A-B)
会議費	10,000	5,990	4,010
旅費	300,000	173,492	126,508
報償費	1,300,000	1,232,939	67,061
消耗品費	678,006	678,006	0
印刷製本費	1,200,000	1,002,736	197,264
食糧費	1,466,818	1,466,818	0
医薬材料費	16,445	16,445	0
役務費	276,756	160,000	116,756
委託料	2,955,176	2,942,740	12,436
使用料及び賃借料	396,800	396,800	0
予備費	0	0	0
合計	8,600,001	8,075,966	524,035

歳入合計8,667,480円－歳出合計8,075,966円＝591,514円（翌年度へ繰越）

② 事業実績

柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会が実施する事業については、実行委員会規約第5条により下記のとおり規定されている。

(事業)

第5条 本会は、目的を達成するために、次の事務及び事業を行う。

- (1) 大会の運営に必要な計画に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会の準備及び運営に必要な経費に関すること。
- (4) 大会の準備、協議運営に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

市内から400人、柳川市を除く県内から789人、県外から212人の計1,401人の参加申し込みがあり、「おもてなしの心日本一」への取組の一環として、平成27年3月22日に合併10周年記念「柳川おもてなし健康マラソン大会」が開催された。

(7) 監査の結果

概ね適正に執行されていたが、一部において次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努めることが望まれる。

【収入事務】

ア 「協賛金」を誤って「参加料」として収入している。

【支出事務】

ア 実行委員会開催時の飲料水をコンビニにて購入し立替払しているが、支出命令書には総額の領収書しか添付されていないため、内容の確認ができない。

この他、請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。

第6 まとめ

今回の監査は、対象の各団体の事業が目的に沿って行われているか、補助金、負担金の交付に見合った成果が得られているか、財務会計処理が適正に行われているかを主眼に実施した。

結果については、総体的に概ね適正に執行されているものの、是正又は検討を要する事項が見受けられた。

財政援助団体の事務については、会則や規約はあるものの決裁規程や財務に関する規定がなく、本来市が運営資金の多くを拠出している現状や市の所管部署が事務局となり起票から決裁、金銭の出納事務にまで携わっていることから、柳川市の財務規則等に準じた取扱いが求められる。

しかし、監査結果で示した通り、軽微なものも含め多くの指摘改善を要する事項があり、特に決裁事務については、所管課の課長が事務局長を兼ねていることから、金額の多寡にかかわらずその殆どが事務局長決裁となっている。

この要因の一つは、起票から金銭の出納の流れが団体内部で完結してしまうことから、所管部署以外にチェック、審査する部署がないため、不適正な取扱いが表面化し難い、言わば内部統制が機能していないことに依るものである。また、責任体制も不明確である。

補助金とするか、負担金とするかについては、いずれの取扱いが実態に則しているか、所管部署並びに関係部署等と検討の上より妥当な処理が求められるが、いずれにしても過去の実績、既得権に捉われず、厳正な審査を経た上での交付が必要なことは言うまでもない。

また、今回監査対象となった団体と、当該団体の役員（委員）や“事務局メンバー”が代表者や実質的経営者となっている業者との間で、業務委託契約を結んでるケースが見受けられたが、その殆どが随意契約であることから、公正な競争原理が阻まれることがなかったか懸念されるところであり、役員や“事務局メンバー”の外部委嘱については、事業発注に誤解が生じないよう一考を要する。

次に「水の郷自主事業実行委員会」について、財政面より所感を述べる。

平成13年8月の「設立資料」の抜粋5. 実行委員会の運営（2）実行委員会予算の中で、「実行委員会の経費は、市から10,000千円の負担金や各種事業の収入をベースに運営する独立採算性とし、赤字補填や黒字返還などの措置は一切とらないこととします。なお、この市の負担金は、平成13年度分の単年度予算ではありません。」とある。

文化サークル等の事業においては、この趣旨に則り収支採算が黒字又は少額の赤字であるが、一方で、一部の事業において、毎年度、負担金の相当額で補填することが常態化している。

この事業は、当初、公演、イベント事業の一つと考えられていたと思われるが、現状は「水の郷ホール」を常設会場として定期的な公演が行われており、今後も収支面での改善が望めないとなれば、市の将来債務負担の固定化に繋がる恐れがある。

以上、今回の監査についての意見を要約すると、①決裁規程等の整備又は策定される間における柳川市関係規程等に準じた取扱い ②財政援助団体と委員等の関係の再考(要望)

③自主事業の見直し（所感）である。

今回監査対象となった財政援助団体については、事業の実施そのものが主眼となり、ややもすると経済面や事務処理面が疎かになった感は否めない。従って、運営委員会等の協議の場でも、財政面等についても検討して支出の抑制に努めるよう切望する。